

ハンセン病施設の患者図書館論

宮本孝一

東京都健康長寿医療センター老年学情報センター

ハンセン病は、新規患者は年間数人、治療法も確立され通院治療で完治する「過去の病気」である。しかし、かつて、甚だしい病変と麻痺をもたらすハンセン病は古くは業病（天刑病）や血筋（遺伝病）とされ、1873（明治6）年の病原菌発見以降は伝染病として恐れられた。発症者は家族とともに厳しい差別にさらされてきた。戦後に次々と治療薬が開発・導入されるまで治療法は無かった。

ハンセン病撲滅のため、日本では明治時代から戦後にわたって、法律に基づく患者の強制収容・終生隔離が実行された。

ハンセン病発症が確認された患者（子どもであっても）はすぐに家族や郷土から引き離され、ハンセン病患者専用の国立療養所に送られた。名称は療養所であるが、単なる医療施設ではなく、患者を一生涯隔離するための「自給自足の村」であった。その中で患者の人生が完結することを前提に、売店・理容室・学校・宗教施設・監房・墓地・農地などの諸施設が設けられ、看護・農耕・建築土木・理髪・学校教育・糞尿処理・火葬などは患者の作業とされた。子どもを産み育てることは許されず、婚姻・妊娠の際は強制的に不妊手術（断種）や中絶が行われた。治療法のないハンセン病の撲滅策は、つまりは、患者の絶滅を目指すものであった。

治らない疾患の身体的な苦しみに加え、社会的存在としての人間性を国家の法制度によって否定された苦しみ。それが療養所への終生隔離だっただろう。

このような絶望的な状況で、療養所の入所者たちは、戦前から自主的に自分たちのための小さな図書館をつくっていた。

魂の慰安場所/図書館建設は患者の魂の叫び/考えること、読むことは人間のみに与えられた特権/どんな方法で見聞を廣くし、教養を培い、自己を高めてゆけるか/人間精神の「耕作」現在は/完全治癒までは程遠い。その間頭脳を空虚にしておいたほうがいい等とでも言うのであろうか/ライを病むからと云って生きる意欲を喪失したり、人間失格を志してはならぬ/先人の残した軌範や豊富な知識を学びとる必要…こうしたハンセン病療養所関係者による1950年代の図書館論に注目し、身体的あるいは社会的に根本的な解決策のない厳しい状況にある人にとっての“ウェルビーイングと図書館”ということを考えてみたい。



上 いのちとこころの人権の森宣言碑
下 旧少年少女舎
多摩全生園(撮影 宮本)